

建築物衛生管理業務仕様書

○「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和四十五年四月十四日法律第二十号）及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」（昭和四十五年十月十二日政令第三百四号）等の関係規定に基づき、次表のとおり実施すること。

1	給水栓での残留塩素測定	7日以内ごとに1回
2	空気環境測定	
	測定項目	浮遊粉塵量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量（大規模の改修等を実施した場合に限る）
	測定回数	年6回（2ヵ月以内ごとに1回）※各測定日に、午前と午後2回測定
	測定場所	11か所 地下1階湯沸室、1階エレベータ前、1階事務室、1階子ども読書室、 2階エレベータ前、2階第2学習室、3階エレベータ前、3階一般図書室、 4階エレベータ前、4階えひめ資料室、5階エレベータ前
3	ねずみ等防除	年2回（6ヵ月以内ごとに1回） 全館実施
4	水質検査（全項目検査（28項目）、年1回）	※1
5	水質検査（簡易項目検査（16項目）、年1回）	※2
6	環境衛生管理（年間）	

（水質検査の内訳）

	※1	※2	備 考
一般細菌	○	○	6ヶ月以内に1回実施
大腸菌	○	○	6ヶ月以内に1回実施
鉛及びその化合物(※)	○	○	6ヶ月以内に1回実施
亜硝酸態窒素	○	○	6ヶ月以内に1回実施
亜硝酸窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	6ヶ月以内に1回実施
亜鉛及びその化合物(※)	○	○	6ヶ月以内に1回実施
鉄及びその化合物(※)	○	○	6ヶ月以内に1回実施
銅及びその化合物(※)	○	○	6ヶ月以内に1回実施
塩化物イオン	○	○	6ヶ月以内に1回実施
蒸発残留物(※)	○	○	6ヶ月以内に1回実施
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	6ヶ月以内に1回実施
pH 値	○	○	6ヶ月以内に1回実施
味	○	○	6ヶ月以内に1回実施
臭気	○	○	6ヶ月以内に1回実施
色度	○	○	6ヶ月以内に1回実施
濁度	○	○	6ヶ月以内に1回実施
シアン化物イオン及び塩化シアン	○	—	1年に1回実施
塩素酸	○	—	1年に1回実施
クロロ酢酸	○	—	1年に1回実施
クロロホルム	○	—	1年に1回実施
ジクロロ酢酸	○	—	1年に1回実施
ジブロモクロロメタン	○	—	1年に1回実施
臭素酸	○	—	1年に1回実施
総トリハロメタン	○	—	1年に1回実施
トリクロロ酢酸	○	—	1年に1回実施
プロモジクロロメタン	○	—	1年に1回実施
プロモホルム	○	—	1年に1回実施
ホルムアルデヒド	○	—	1年に1回実施

注 (※)の箇所について、※1で水質基準に適合していた場合、※2においては省略可